

第3部 京都府の環境の保全及び創造に関する施策の方向

第1章 地球温暖化対策の取組

第1節 地球温暖化対策の取組

1 現状と課題

近年、CO₂等の温室効果ガスの大気中への大量排出等に起因する地球温暖化の進行により、干ばつや洪水等の異常気象の増加や食料生産性の低下、生態系への影響等、地球環境への深刻な影響が懸念されています。

25年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響を及ぼしており、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する可能性が極めて高いと結論付けられています。また、今世紀末には、世界の平均気温は最大で4.8℃、海面水位は最大で82cm上昇すると予測されています。

世界レベルでは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催されたCOP3（地球温暖化防止京都会議）では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、2年を基準として、20年から24年までの5年間で、温室効果ガス総排出量を先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされ、「京都メカニズム」※と呼ばれる、国際的に協調して目標を達成するための仕組みが導入されました。

これを受けて、国では17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策が展開されてきました。

府は、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割を果たすため、17年12月に「府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月から順次施行）し、温室効果ガスの削減目標（22年度までに2年度比10%削減）を定め、様々な対策を講じることとしました。

22年10月には、同条例を一部改正し（23年4月施行）、新たな温室効果ガスの削減目標（32年度までに2年度比25%削減、42年度までに2年度比40%削減）を定めるとともに、23年7月には、東日本大震災発生後のエネルギー事情の転換も踏まえて、「府地球温暖化対策推進計画」を改定し、持続可能な社会の創造に向けて、総合的な施策を推進しています。

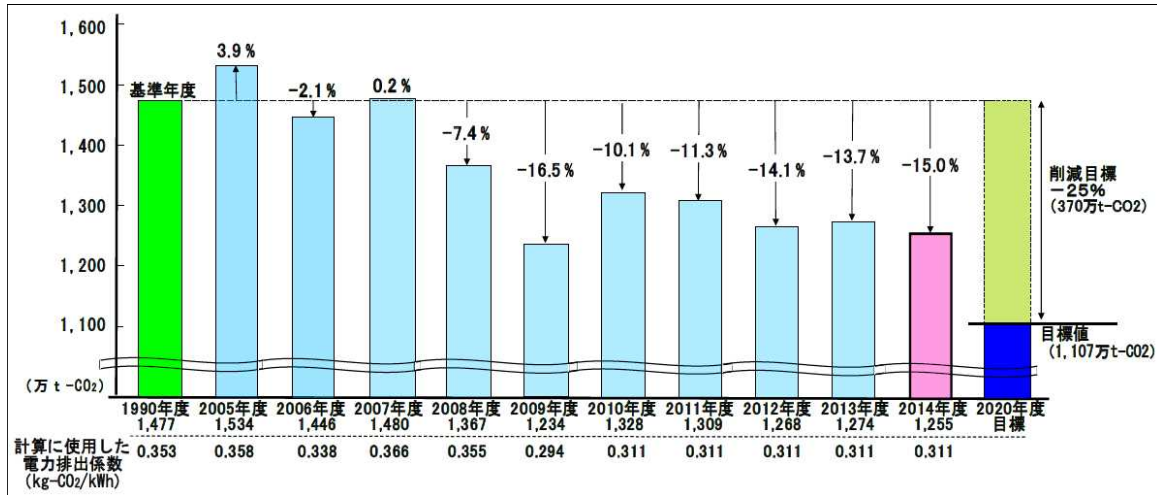
※他国からの温室効果ガス排出枠購入や、他国で実施した温室効果ガス削減により余剰となった排出枠を自国の排出枠に加えることができる「共同実施・クリーン開発メカニズム・排出量取引」の総称

①府の温室効果ガスの排出量の状況

26年度の府全体の温室効果ガス排出量は1,255万t-CO₂（2年度比15%減）となり、府民や事業者の省エネ努力によりエネルギー使用量は着実に減少しています（需要側での温室効果ガス削減の取組を明確にするため、電力排出係数を22年度関西電力実績値（0.311kg-CO₂/kWh）に固定した場合の値）。

部門別に比較すると、産業部門では、省エネ設備の導入、重油やLPGから電気や都市ガスへの燃料転換が進んだこと等により、2年度比で42.4%減少し、運輸部門では、自動車保有台数は年々増加しているものの、燃費性能が良い車や次世代自動車の割合の増加により2年度比で23.1%減少しています。また、民生・家庭部門では、世帯当たりの家電製品数や世帯数は増加しているものの、省エネ・節電の取組が進み、2年度比で1.4%と若干減少しています。一方、民生・業務部門では、店舗・オフィス面積の増加等により、2年度比で1.8%の増加となっています。そのため、特に家庭・業務部門の対策が重要になっています。

図3-1 府における温室効果ガス排出量の推移と削減目標



※23年度以降の電力排出係数は、22年度関西電力実績値で固定

表3-1 府における温室効果ガスの部門別排出状況 (排出量：万t-CO₂)

部門	2 (1990)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2年度比) (2014(90年度比))
産業	530	376	357	310	326	322	310	300	305 (-42.4%)
運輸	346	348	328	311	316	302	286	286	266 (-23.1%)
民生・家庭	269	328	304	267	294	289	278	269	265 (-1.4%)
民生・業務	220	301	254	223	239	243	230	230	224 (1.8%)
エネルギー転換	7	23	30	22	48	47	53	51	50 (611.2%)
廃棄物等	39	41	38	31	29	29	31	30	29 (-24.6%)
メタン、代替フロン等	66	63	56	70	76	77	81	109	115 (74.1%)
合計	1,477	1,480	1,367	1,234	1,328	1,309	1,268	1,274	1,255 (-15.0%)

2 地球温暖化対策の取組

①「府地球温暖化対策推進計画」の概要

(1) 計画期間 23年度から32年度(目標年度)まで

(2) 計画の目標

32年度までに府内における1年間の温室効果ガス排出量を2年度と比べて25%削減する

(3) 府内の温室効果ガス排出量の将来予測

府内の温室効果ガスの排出量は、現状の^{すうせい}趨勢のまま推移すると、32年度に1,378万t-CO₂になると予測されます。これは、基準年度である2年度の1,477万t-CO₂と比較して7%の減少で、目標の25%削減(排出量1,107万t-CO₂)を達成するためには、さらに271万t-CO₂の削減が必要と推計されます。

(4) 目標達成のために実施すべき対策

府民生活や産業活動において、高い環境意識に基づく省エネ行動を徹底するとともに、次の視点に立って対策を進めます。

ア 将来の技術進歩を踏まえ、利用可能と考えられるエネルギー効率の高い技術を最大限に導入します。

イ 公共交通機関の利用を促進するための基盤整備や、地域全体でエネルギーを融通し利用するスマートグリッド等の新たな社会システムづくりを推進します。

ウ 森林の保全・整備を地域ぐるみで推進します。

エ 東日本大震災を踏まえ、電力需要のピーク低減や地域の自立的エネルギーとしての再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(5) 施策の推進

施策群 1：京都の知恵と文化を暮らしに活かそう

- DO YOU KYOTO?の心をつなぐ
- エコライフの実践
- 家庭での省エネルギー機器の普及
- 住宅の環境効率の向上
- 家庭での創エネルギーの促進

施策群 2：再生可能エネルギーを最大限に活用しよう

- 再生可能エネルギーの戦略的な導入
- 太陽光・太陽熱の利用
- バイオマスの普及
- 小水力・風力その他再生可能エネルギーの活用
- 再生可能エネルギーの普及に向けた社会システムの構築

施策群 3：環境産業を発展させよう

- 大規模排出事業者のエネルギー効率改善（工場）
- 大規模排出事業者のエネルギー効率改善（オフィス・店舗・運輸）
- 中小企業等のエネルギー効率改善
- 農林水産業のエネルギー効率改善
- 新たな環境産業の育成・振興
- 産業におけるエネルギーの高効率利用

施策群 4：自立した持続可能な地域を創ろう

- エネルギーの効率的利用の促進
- 交通手段の転換（モーダルシフト）
- エコドライブの促進
- 次世代自動車の普及
- 低炭素型の都市づくり
- 自然資源による農山漁村の再生
- 持続可能社会に向けた制度・組織づくり

施策群 5：森林を守り育てよう

- 森林吸収源対策の推進
- 府内産木材利用による炭素固定の推進

(6) 地域別施策の重点事項

地域の特性に応じた地球温暖化対策の計画策定や取組を支援するとともに、市町村等と以下のような地域の課題を共有し、相互に連携して効果的な施策を展開します。

- ア 丹後地域：民宿・旅館等における省エネ行動や高効率機器の導入促進…等
- イ 中丹地域：工業団地等における温室効果ガス削減対策…等
- ウ 南丹地域：間伐等による森林の適切な管理及びバイオマスの利用促進…等
- エ 京都都市圏：自動車から公共交通機関への転換促進…等
- オ 山城地域：山城中・東部地域～アドバイザー派遣等による中小企業の対策強化…等
学研都市地域～最新技術を活かした「エコ・シティ」の整備…等

(7) 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

- ア 緑のカーテン、クールビズ、打ち水等、温暖化に適応したライフスタイルの普及
- イ 地域特有の気候に対応する京都の知恵や文化の共有
- ウ 局所的集中豪雨、大型台風、高潮等の災害に強い安心安全なまちづくりの推進
- エ 熱中症、感染症等の防止及び救急医療対策等、健康を守る対策の推進
- オ 地産地消等、食の安全保障対策の推進

②「府地球温暖化対策条例」の施行状況

(1) 条例の主な内容と28年度の施行状況

ア 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、排出量削減計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表します。

(ア) 大規模事業者（原油換算1,500キロリットル以上使用の事業者等）

<内容>

- a 温室効果ガスの排出量削減に向けた措置、削減目標等を記載した「事業者排出量削減計画書」及び排出実績をまとめた「事業者排出量削減報告書」の作成と提出
- b 総合評価制度

<実施状況>

28年度は、250の事業者から事業者排出量削減報告書の提出がありました。
今後も計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を一層進めていくことが必要です。

表3-2 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況（27年度実績）

件数	基準年度排出量	27年度実績値	削減率	削減量
250	479.1万t-CO ₂	429.9万t-CO ₂	▲10.3%	▲49.2万t-CO ₂

※京都市内のみならず事業所がある事業者を含む。

- (イ) 大規模建築主（床面積の合計が2,000㎡以上の建築又は増築しようとする事業者）

<内容>

- a 建築物の断熱、省エネ設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置
- b 屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等
- c 一定量以上の府内産木材等の使用
- d 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入

<実施状況>

27年度は、27件の特定建築主から特定建築物排出量削減計画書の提出がありました（28年3月末現在）。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化等が挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

- (ウ) 電気事業者（府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者）

<内容>

発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

<実施状況>

28年度は、12件の電気事業者排出量削減報告書（27年度実績）と61件の電気事業者排出量削減計画書（28年度計画）の提出があり、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/>）及び府地球温暖化対策課で閲覧することができます。

- イ 建築物等の緑化（19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（「特定緑化地域」）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

表3-3 特定緑化地域（28年5月10日告示）

福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、 長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、 大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域 （都市計画法第7条第1項 の規定による市街化区域）
---	---------------------------------------

<緑化計画書届出状況>

27年度(28年3月末現在)は、111件の特定建築主から特定建築物緑化計画書の提出があり、緑化計画面積は制度開始から延べ605,709㎡(うち屋上等の建築物上の緑化分は17,144㎡)となりました。

また、先導的モデルとして府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から「京てらす」という名称で一般公開しています。

ウ 人材育成制度（エコマイスター制度）と環境情報の提供

消費者に温室効果ガスの排出量の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を進めるため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けるとともに、一定規模以上の事業者には、当該説明を推進する者を選任し、届け出ることを義務付けています。また、一定規模以上の自動車等を管理・使用する事業者についてもエコドライブを推進する者を選任し、届け出ることを義務付けています。

エコマイスター制度全体では、延べ3,230名（28年12月末現在）が講習会を修了されています。

- エコカーマイスター（大規模な自動車販売事業者における新車の環境情報の説明推進者）
- エコドライブマイスター（大規模な事業者におけるエコドライブの推進者）
- 省エネマイスター（大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者）

表3-4 人材認定制度の実施状況（28年12月末現在）

区 分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
修了者総数	1,530名	1,089名	611名
趣 旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
対 象 要 件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

エ 京都地球環境の日の制定

「府地球温暖化対策条例」において、京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」と定めています。

この日を中心に、オール京都が連携し、自然と共生する社会の実現を目指し、府民の皆様と地球温暖化対策について考える「KYOTO地球環境の殿堂」（後述）表彰式及び「京都環境文化学術フォーラム」国際シンポジウムを開催しています（資料編資料6参照）。

③施策の推進を担う機関

施策の推進にあたっては、府が直接実施すべきもの等を除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

(1) 府地球温暖化防止活動推進センター

15年、NPO法人「京都地球温暖化防止府民会議」が、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「京都府地球温暖化防止活動推進センター」に指定されました。

同センター設立を目的として立ち上げられたNPO法人が同センターの指定を受けるのは全国初であり、京都での地球温暖化対策の活性化に向け、様々な活動を進めています。

表3-5 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（28年12月末現在）

項目	内容																																				
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																																				
所在地	京都市中京区西ノ京内畑町41番3																																				
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																																				
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																																				
会員	個人、環境団体、府民団体、事業者団体等（個人100名、35団体）																																				
役員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 篤 孝</td> <td>(同志社大学)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅 岡 美 恵</td> <td>(気候ネットワーク)</td> </tr> <tr> <td>専務理事</td> <td>木 原 浩 貴</td> <td>(京都地球温暖化防止府民会議)</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>奥 原 恒 興</td> <td>(京都商工会議所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有 馬 透</td> <td>(京都工業会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>足 立 英 子</td> <td>(京都府連合婦人会)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原 強</td> <td>(コンシューマーズ京都)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>瀧 上 祐 樹</td> <td>(三重大学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松 原 斎 樹</td> <td>(京都府立大学)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宗 田 好 史</td> <td>(京都府立大学)</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>山 内 利 男</td> <td>(府地球温暖化防止活動推進員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清 水 仁 志</td> <td>(税理士)</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 篤 孝	(同志社大学)	副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク)	専務理事	木 原 浩 貴	(京都地球温暖化防止府民会議)	理事	奥 原 恒 興	(京都商工会議所)		有 馬 透	(京都工業会)		足 立 英 子	(京都府連合婦人会)		原 強	(コンシューマーズ京都)		瀧 上 祐 樹	(三重大学)		松 原 斎 樹	(京都府立大学)		宗 田 好 史	(京都府立大学)	監事	山 内 利 男	(府地球温暖化防止活動推進員)		清 水 仁 志	(税理士)
理事長	郡 篤 孝	(同志社大学)																																			
副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク)																																			
専務理事	木 原 浩 貴	(京都地球温暖化防止府民会議)																																			
理事	奥 原 恒 興	(京都商工会議所)																																			
	有 馬 透	(京都工業会)																																			
	足 立 英 子	(京都府連合婦人会)																																			
	原 強	(コンシューマーズ京都)																																			
	瀧 上 祐 樹	(三重大学)																																			
	松 原 斎 樹	(京都府立大学)																																			
	宗 田 好 史	(京都府立大学)																																			
監事	山 内 利 男	(府地球温暖化防止活動推進員)																																			
	清 水 仁 志	(税理士)																																			

(2) 府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践等、府内各地で推進員による積極的な活動が展開されています。

また、推進員等の相談員が府民からの相談に応じ、省エネ・節電対策についてアドバイスを行う「省エネ・節電相談所」を19カ所のイベント会場等で開催しました。

表3-6 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
要件	①満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ②地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
人数	299名(28年12月末現在)
役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	29年3月31日まで（第7期）

(3) 府地球温暖化対策地域協議会

府地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条第1項の規定に基づき、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表3-7 地球温暖化対策地域協議会の設置状況（28年12月末現在）

所在地	協議会の名称	設立年月日	会員構成
京都市	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	10年11月	市民、市民団体、事業者、事業者団体、行政
綾部市	綾部市環境市民会議	12年4月18日	市民、事業者、行政
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月	市民、事業者、行政
亀岡市	亀岡市環境基本計画推進会議（地球温暖化対策地域協議会）	14年12月2日	市民公募、企業、自治会長、NPO法人、学校長、保健所等
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月25日	市、市民、市民団体、事業者
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	町民等
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月14日	商工会議所、婦人会、観光協会、環境NPO、府地球温暖化防止活動推進員等
福知山市	福知山環境会議	17年6月25日	企業、福知山公立大学、商工会議所、連合婦人会、老人クラブ連合会、環境NPO等
精華町	精華町環境ネットワーク会議	19年5月20日	会社員、企業、住民団体、NPO法人
宇治市	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）	21年3月	市民、企業、NPO法人任意団体
長岡京市	長岡京市生活環境審議会	21年8月1日 （28年4月1日名称変更）	市民、学識経験者、関係団体、関係行政機関、市職員
笠置町	笠置町環境経済好循環推進協議会	22年6月2日	学識経験者、各種団体、事業者、行政
伊根町	伊根町エコ協議会	23年1月13日	町民、行政
井手町	井手町地球温暖化対策地域協議会	23年3月11日	区長
与謝野町	よさの百年の暮らし委員会	23年4月	婦人会、商工会議所、農業者、自営業、保育士、主婦等
舞鶴市	まいづる環境市民会議	24年4月30日	企業、団体、市民
向日市	向日市環境市民ネットワーク会議	25年6月	市民、市民団体、事業者、事業者団体等
宮津市	みやづ環の地域づくり推進ネットワーク	25年8月8日	事業者、団体、住民
精華町	精華町地球温暖化対策地域協議会	27年11月26日	行政、町民、事業者、各種団体、企業

（設置順）

④府自らの温暖化対策

府自らの率先実行計画として24年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」に基づき、太陽光発電、太陽熱利用、**コージェネレーション***等の**新エネルギー***、**ESCO事業***を活用した省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めています。

また、毎年度、**環境マネジメントシステム***としてエコオフィス活動の取組を進め、その取組結果を取りまとめて公表しています。エコオフィス活動では、「温室効果ガスの削減」「廃棄物量の削減」「コピー用紙購入枚数の削減」及び「各課での独自目標の設定」を全庁的な環境目標として設定、18年度については本庁及び広域振興局で取り組み、19年度からはすべての府の公所に

拡大しています。

表 3-8 府本庁舎におけるエコオフィスの取組結果

年度	可燃物排出量 [千㎡]	(対18年度比) [%]	コピー紙購入枚数 (A4換算) [千枚]	(対18年度比) [%]	両面コピー率 [%]	(対18年度比)	電気使用量 [MWh]	(対18年度比) [%]
18	433.0	(100.0)	47,318	(100.0)	45.9	(+0.0)	6,858	(100.0)
19	586.6	(135.5)	48,255	(102.0)	46.5	(+0.6)	6,734	(98.2)
20	622.9	(143.9)	47,613	(100.6)	51.4	(+5.5)	6,681	(97.4)
21	501.8	(115.9)	50,948	(107.7)	46.5	(+0.6)	6,688	(97.5)
22	527.4	(121.8)	49,319	(104.2)	46.1	(+0.2)	6,445	(94.0)
23	545.0	(125.9)	50,289	(106.3)	44.4	(-1.5)	6,342	(92.5)
24	568.0	(131.2)	52,504	(111.0)	44.7	(-1.2)	6,040	(88.1)
25	632.3	(146.0)	52,902	(111.8)	44.6	(-1.3)	5,943	(86.7)
26	645.5	(149.1)	52,348	(110.6)	44.6	(-1.3)	5,479	(79.9)
27	611.6	(141.2)	51,525	(108.9)	43.0	(-2.9)	5,176	(75.5)

※18年度から21年度までのコピー用紙購入枚数は京都市内の公所を含む。

このほか、需要面から循環型社会への転換を促進するため、13年11月に「府庁グリーン調達方針」を策定し、府庁のすべての機関において府庁自らが事業者・消費者として環境にやさしい物品等の購入に努めています。なお、取組結果については府ホームページでも公表しています。

また、17年度からは、ISO14001やKES等の環境認証等を取得している中小企業者から率先して物品を調達する「京滋グリーン入札」を、「京都議定書誕生の地」としての府と「環境こだわり県」の滋賀県が連携して実施しています。

表 3-9 府庁グリーン調達実績(27年4月~28年3月)

分野	品目	総調達数量に占める 環境配慮物品等の 調達割合(%)
紙類(8品目)	コピー用紙	100.0
	情報用紙・印刷用紙等	98.7
文具・雑貨類(102品目)	文具・雑貨類	98.9
機器類(10品目)	いす・机・棚・掲示板等	99.5
OA機(19品目)	コピー機・電子計算機等	99.9
移動電話(2品目)	携帯電話・PHS	94.1
家電製品(6品目)	冷蔵庫・テレビ等	99.5
エアコンディショナー等(3品目)	エアコンディショナー等	96.7
温水器等(4品目)	電機給湯器等	98.0
照明(5品目)	蛍光灯照明器具・LED照明器具等	98.2
自動車・ETC対応車載器等(5品目)	自動車・ETC対応車載器等	82.9
消火器(1品目)	消火器	100.0
制服・作業服(3品目)	制服・作業服等	99.9
インテリア・寝装(10品目)	カーテン・カーペット・毛布等	99.9
作業用手袋(1品目)	作業手袋	99.8
その他繊維製品(7品目)	集会用テント・ブルーシート等	99.9

※上記品目以外の公共工事等については努力目標であり、集計の対象としていない。

⑤EV・PHVの普及促進

電気自動車（EV）は、走行時にはCO₂を排出せず、発電等の電力供給過程での排出を考慮しても、エンジン式の自動車と比べてCO₂の排出が少ないという特徴を有しているほか、走行時にNO_x等を含む排ガスを出さず、騒音も少ないことから大気汚染等の防止にも役立ちます。また、**プラグインハイブリッド自動車（PHV）***は、一般的なハイブリッドよりも電池容量が大きく、家庭用電源で充電できるため、電気自動車と同じように使うことができます。

そのため、府では、府内の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門の対策として、EV・PHVの普及を推進しています。

20年10月に「府次世代自動車普及推進協議会」を設置して産学公が連携したオール京都の体制を整備するとともに、21年3月には、全国で初めて、電気自動車等の普及促進を目的とした条例である「府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定しました。また、同月、経済産業省から、電気自動車等の本格普及を図る先駆的モデル地域「EV・PHVタウン」の第1期地域（全国8カ所のうちの1カ所）として選定を受けました。

26年3月には同条例を一部改正するとともに、東日本大震災後のEV・PHVの自立・分散型電源としての評価の高まりや、燃料電池自動車（FCV）の市販開始による水素エネルギーへの期待の高まり等、エネルギーをめぐる社会情勢の変化を踏まえて、同年12月に「府電気自動車等普及促進計画」を改定し、低炭素で安心・安全な社会づくりを目指して、新たな普及の取組を進めています。

また、EV・PHVの普及を進めるためには、充電インフラの整備も重要であることから、25年4月に「府次世代自動車インフラ整備ビジョン」を策定し、民間事業者等による充電インフラ整備を促進し、EV・PHV利用者が安心して走行できる環境整備（『電欠なき京都』の構築）を目指しています。

3 KYOTO地球環境の殿堂

条例等に基づく温暖化対策の取組に併せて、地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組を京都から世界に向けて広く発信することを目的に、産業団体や学術団体等とともに、「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会※を設立。「京都議定書」誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をした方の功績を称える「KYOTO地球環境の殿堂」を開催し、21年度から28年度までの計8回で10カ国18名が殿堂入りされました。

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）の会場であったことから京都議定書誕生の地となった国立京都国際会館において、これら殿堂入り者の方々の功績を永く後世に伝えるよう展示・顕彰しています。

※「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会：京都府、京都市、京都商工会議所、環境省、人間文化研究機構総合地球環境学研究所、公益財団法人国立京都国際会館、公益財団法人国際高等研究所

表3-10 殿堂入り者一覧（18名）

第1回	グロ・ハルレム・ブルントラント氏（ノルウェー王国） 真鍋 淑郎氏（アメリカ合衆国） ワンガリ・マータイ氏（ケニア共和国）
第2回	シグミ・シンゲ・ワンチュク 陛下（ブータン王国） 原田 正純氏（日本） エリノア・オストロム氏（アメリカ合衆国）
第3回	クラウド・テプファー氏（ドイツ連邦共和国） レスター・R・ブラウン氏（アメリカ合衆国）

第4回	エイモリー・B・ロビンス氏（アメリカ合衆国） ヴァンダナ・シヴァ氏（インド）
第5回	宮脇 昭氏（日本）
第6回	島山 重篤氏（日本）
第7回	デヴィッド・タカヨシ・スズキ氏 ／セヴァン・カリス＝スズキ氏（カナダ） ハーマン・E・デイリー氏（アメリカ）
第8回	オギュスタン・ベルク氏（フランス） ホセ・アルベルト・ムヒカ・コルダノ氏（ウルグアイ） 中村 哲氏（日本）

図3-2 殿堂入り者の表彰式、功績の展示



第2節 エネルギー政策

1 省エネ・節電の取組

府では、府民生活の安心・安全を守り、経済活動を維持発展させることが可能なエネルギーの安定確保を図るため、「エネルギー自給・京都」の実現に向けた先進的かつ総合的な環境・エネルギー施策を推進しており、特に28年度は第1部の特集で述べた施策を重点的に取り組んだところですが、これまでから夏季・冬季の省エネ・節電対策にも取り組んでいます。

23～27年度の間、電力需要が高まる夏季・冬季には、電力のひっ迫回避のため、国や関西広域連合と足並みをそろえ、府民や事業者の皆様へ、節電の着実な実行を呼びかけていました。しかし、28年度からは電力ひっ迫のための特別な取組の必要性がないと見込まれる一方、夏季・冬季は電力等エネルギー消費が増加する時期であるため、目安の数値の設定はせずに、府民や事業者の皆様へは、省エネの呼びかけを実施するとともに支援施策を実施しました。他方で、府庁は地球温暖化防止及び節電型社会の実現のため、率先して27年度と同様の省エネ・節電の取組を実施しました。

①夏季の取組

(1) 省エネの呼びかけ

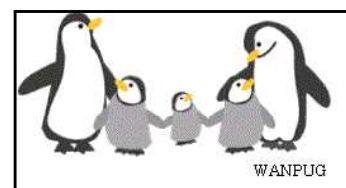
ア 期 間 28年7月1日～9月30日

イ 主な取組 クールスポット（施設及びイベントの合計565件）、
高齢者涼やかスポット等

(2) 府庁の取組

ア 目 標 22年度夏比15%以上の節電対策を実施
事務系部門では22年度夏比20%以上の削減
（昨夏同様の取組）

図3-3 キャンペーンマーク



イ 期 間 28年7月1日～9月30日の平日
(8月15日(月)を除く)9時～20時

ウ 主な取組 冷房温度の28℃設定、
エレベーターの1/2休止 等

(3) 取組の成果

関西エリア内における28年度夏の最大電力は2,657万kWで、22年度夏の最大電力3,119万kW
に比べ14.8%減。

②冬季の取組

(1) 省エネの呼びかけ

ア 期 間 28年12月1日～29年3月31日

イ 主な取組 暖かい服装等の省エネ行動「関西冬のエコスタイル」 等

(2) 府庁の取組

ア 目 標 22年度冬比10%減を目安として昨冬以上の節電対策に取り組む
(昨冬同様の取組)

イ 期 間 28年12月1日～29年3月31日

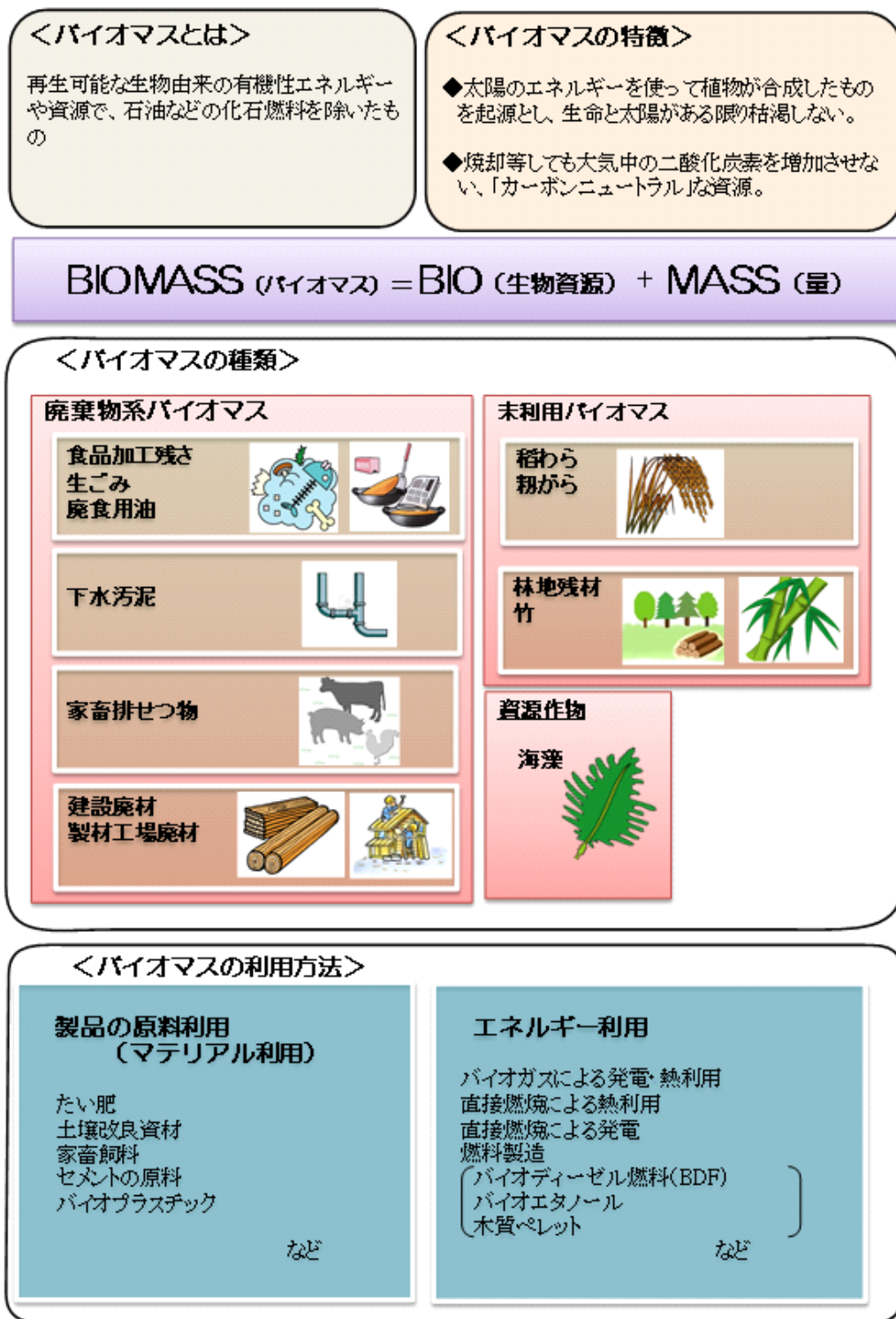
ウ 主な取組 暖房温度の19℃設定、エレベーターの1/2休止 等

2 「京都府バイオマス活用推進計画」策定とバイオマス資源の利活用

「バイオマス活用推進基本法」に基づく都道府県計画として、「地域の活性化」を基本に、「産業の育成」「地球温暖化の防止」「循環型社会づくり」を実現するための市町村や地域の取組の指針とするため、24年12月に「京都府バイオマス活用推進計画」を策定しました。

計画に基づき、バイオマス資源の利活用において、廃棄物焼却処理施設でのエネルギー利用の高効率高度化、下水汚泥のエネルギー利用、再生可能エネルギー固定価格買取制度等を利用した民間企業等の木質バイオマス発電への参入、木質バイオマスボイラーの導入等による熱利用拡大の地域や市町村に対する取組を促進しています。

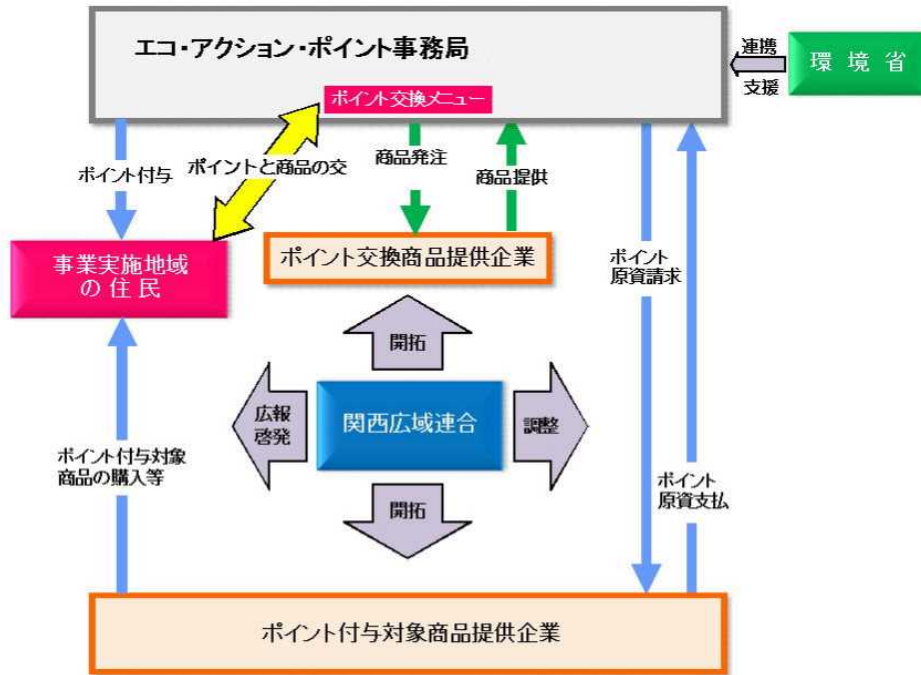
図3-4 バイオマス資源の利活用



3 関西広域連合「関西スタイルのエコポイント事業」による家庭対策の推進

府では、20年度から22年度まで、太陽光発電システムの設置や省エネルギーフォームをされた方に対し「エコ・アクション・ポイント」を付与する事業（住宅用太陽光発電設備等の設置により削減が見込まれるCO₂量に応じてポイントを付与する仕組み）を実施し、23年度には、取組を関西広域連合に拡大した「関西スタイルのエコポイント」試行事業を実施しました。さらに、24年6月からは試行事業の検証結果を踏まえ、「関西スタイルのエコポイント事業」を展開しています。

図3-5 「関西スタイルのエコポイント事業」の概要



第3節 フロン類対策等の推進

1 オゾン層保護対策の推進

オゾン層*は生物に対して悪影響を及ぼす太陽からの紫外線のある程度吸収してくれる重要な役割を担っていますが、人間が**フロン***類等を排出することでその破壊が進みます。もともと、この問題は広く認識されており、現在、190を超える国々が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（62年採択）」を締結するなど、世界的な取組で改善の方向に進みつつあります。例えば、我が国においてもフロン類の中で最もオゾン層を破壊するCFCは7年末で生産を廃止し、HCFCも32年1月には生産を廃止する予定です。しかし、これらの代替品であるHFCは、オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガス（**地球温暖化係数***がCO₂の数千倍）であることから、28年10月のモントリオール議定書第28回締約国会合において、HFCの生産及び消費量を段階的に削減する議定書の改正が採択されました。先進国においては、23～25年を基準年として31年から削減を開始し、48年までに85%分を段階的に削減することとなっています。

製品からのフロン類の排出抑制のため、製品廃棄時等のフロン類回収義務のみならず、27年度からは、業務用冷蔵・冷凍・空調機器の管理者に対する点検義務のほか、整備業者が行うフロン類の充填行為が法規制の対象に追加されるなど、フロン類の適正管理に関する新しい法制度の運用が開始されています。

①フロン類（冷媒）回収の推進

業務用冷蔵・冷凍・空調機器のフロン類については、14年1月に施行された「フロン回収破壊法」で規制が始まり、現在は27年4月に改正・名称変更された「フロン排出抑制法」において、引き続き業務用冷蔵・冷凍・空調機器の廃棄時及び整備時のフロン回収、破壊による無害化が義務付けられています。府では、フロン類充填回収業者の登録に際し、法の遵守状況の審査を実施するとともに、フロン類充填回収業者の事業所を定期的に訪問するなどして同法の円滑な運用を図っています。また、関係団体等の協力も得ながら、フロン類の適正な回収・処理を推進し、オゾン層の保護と地球温暖化の防止の取組を進めています。

なお、家庭用冷蔵庫・エアコンについては「家電リサイクル法（13年4月施行）」により、カーエアコンについては「自動車リサイクル法（17年1月施行）」により、それぞれフロン類の回収が義務付けられています。

②機器管理者に対する点検義務等

「フロン排出抑制法」では、フロン類を冷媒として充填した業務用冷蔵・冷凍・空調機器のユーザー（管理者）に対しては使用時の点検等が義務付けられ、整備業者にはフロン類の充填行為に基準が設けられています。

府では、関係団体と連携を図り、機器ユーザー等への周知に努めるとともに、機器の適正管理や充填基準の遵守等について適切な指導を行い、フロン類の適正な取扱いの徹底に向けた取組を進めています。

表3-11 「フロン排出抑制法」に基づく特定製品からのフロン類の回収量（単位：kg）

	第一種特定製品（業務用冷蔵・冷凍・空調機器）		
	CFC	HCFC	HFC
23年度	2,871.7	51,086.0	17,510.6
24年度	2,382.5	51,810.7	20,362.2
25年度	991.6	52,308.5	19,339.3
26年度	729.2	60,793.0	39,471.0
27年度	1,408.8	66,612.2	29,725.8

図3-6 庁内展示の様子

③オゾン層保護に関する知識の普及・啓発の推進

府では、ホームページにより、常時、オゾン層保護に関する広報を行っています。また、毎年9月のオゾン層保護対策推進月間には庁内ロビーにおける啓発展示を行うなど、機会を捉えて府民や事業者の皆様に対し、オゾン層保護の大切さをアピールしています。



2 酸性雨対策の推進

府では、26年度から酸性雨自動採取装置を京丹後測定所（京丹後市）に設置して測定を実施しています（25年度までは木津測定所（木津川市）・弥栄測定所（京丹後市）で実施）。27年度の測定結果では、これまでの府内の測定結果と比べて、降水のpH値やイオン成分に大きな違いは見られませんでした。

今後においても、他県等と連携し、酸性雨の総合的な監視・調査研究の推進を図るとともに、大気汚染防止対策を通じて原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策を推進することとしています。

3 熱帯雨林等の保護対策の推進

熱帯雨林は、木材の重要な供給源であると同時に、野生生物の生息地として、また、地球温暖化の主な原因とされているCO₂の吸収源として重要な役割を果たしています。

しかし、世界の森林は大規模な焼畑農業や商業用の伐採によって、減少が続いており、大量の生物種の絶滅や生態系の破壊、地球温暖化への影響等が心配されています。

府では、公共工事や営繕工事において、「緑の公共事業」を推進し、木材の輸送過程で排出されるCO₂量（ウッドマイレージCO₂）の少ない府内産木材の利用促進を図るとともに、グリーン購入法の趣旨に基づき、再生資源の使用促進や再利用を進めるための普及、啓発を行っています。